

令和8年度大阪市ふるさと寄附金（商店街の振興）PR事業業務委託仕様書

1 業務名称

令和8年度大阪市ふるさと寄附金（商店街の振興）PR事業業務委託

2 業務目的

大阪市内には、大阪ならではの体験や大阪名物グルメが満喫できる商店街、大阪の人情味あふれた雰囲気を堪能できる商店街など、個性豊かで魅力的な商店街が数多く存在しており、商都大阪の中心的な役割を果たしている。

大阪市では、市内商店街のすばらしい商品やサービスを全国の方に知ってもらい、商店街への来客につなげるため、大阪市ふるさと寄附金において寄附メニュー「商店街の振興」を設けている。

本業務は、本市商店街施策、市内商店街の魅力及び市内商店街のすばらしい商品やサービスを紹介するプロモーション動画を制作・広報することで、全国の寄附者に市内商店街への愛着を醸成し、大阪市ふるさと寄附金の寄附メニュー「商店街の振興」への寄附に繋げ、市内商店街の活性化を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年1月20日（水）まで

4 履行場所

本市指定場所

5 業務内容

本仕様書に記載する事業目的や業務内容に合った企画を提案したうえで、広報動画の取材・撮影・編集を行い、成果物を納入すること。

また、制作したプロモーション動画を活用した広報施策を企画し、発信媒体の提案から発信の実施までを行うこと。

(1) 企画・構成

大阪市内商店街及び大阪市の商店街支援施策について視聴者の興味を喚起する内容とし、大阪市ふるさと寄附金（商店街の振興）の用途並びに商店街の魅力発信をテーマとして、企画・構成すること。

企画・構成案の内容は発注者と協議のうえ決定し、発注者から指示があった場合は適宜修正を行い、発注者の確認を受けること。

(2) 動画制作

上記（1）企画・構成に基づき、動画制作を行うこと。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ① 協力者、撮影地への交渉・許可
- ② 資料・素材の収集、取材等

- ③ 動画本体及び素材に関する肖像権や著作権について必要な手続き
- ④ 関係機関及び事業者等との連絡・調整・その他必要な手続き
- ⑤ 使用料、出演料、交通費、謝礼等制作に必要な費用の負担

(3) 制作テーマ及び制作本数

動画の制作テーマ及び制作本数は次の①②のとおりとする。

- ①大阪市ふるさと寄附金（商店街の振興）の使途や大阪市内商店街の魅力発信動画
本数：3本（30秒：2本、3分程度：1本）

納入期限：令和8年9月25日

- ②大阪市ふるさと寄附金（商店街の振興）の返礼品の魅力発信動画
本数：1本（3分程度：1本）

納入期限：令和8年9月25日

※30秒の動画は、3分程度の動画を短く再編集しても差し支えないものとする。

※各動画の制作要件については、「6 制作要件」で定める。

(4) プロモーション動画の発信

制作したプロモーション動画を活用し、テレビ・WEB等の各種マスメディアを用いた効果的な発信媒体・手法により、発注者の承認を得たうえで広報を実施すること。

広報の実施報告を月1回発注者に行うこと。

報告する内容は次のとおりとする。

- ・発信媒体・手法
- ・発信回数
- ・閲覧数

また、本市としての放映場所は、次のとおりとする。

なお、放映にかかる手続き及び作業については、発注者が行う。

- ・ふるさと納税ポータルサイト（予定）
- ・本市ホームページ
- ・本市が活用しているSNS
- ・本市デジタルサイネージ
- ・本市主要施設

6 制作要件

本業務における動画の制作要件は次のとおりとする。

なお、制作に当たっては、専門用語の多用や事前知識を前提とした説明を避け、幅広い層が視聴すること、並びに放映場所によっては音声を利用できない場合があることを踏まえ、音声に依存せず視覚的に訴求できる内容とすること。

- ① 大阪市ふるさと寄附金（商店街の振興）の使途や大阪市内商店街の魅力発信動画

(ア) 大阪市ふるさと寄附金（商店街の振興）の使途及び本市商店街施策に関して理解が深まる内容であること。

(イ) 大阪市内には魅力ある商店街が多数存在していること、大阪市内商店街は買い物の場だけでなく地域コミュニティの場となっていること及び大阪市内商店街には素晴ら

- しい商品やサービスが多数あることが伝わる内容であること。
- (ウ) 動画視聴によって寄附をしたくなるような内容であること。
- ② 大阪市ふるさと寄附金（商店街の振興）の返礼品の魅力発信動画
- (ア) 返礼品の魅力が伝わる内容であること。
- (イ) 大阪市内には魅力ある商店街が多数存在していること、大阪市内商店街は買い物の場だけでなく地域コミュニティの場となっていること及び大阪市内商店街には素晴らしい商品やサービスが多数あることが伝わる内容であること。（例：あきないグランプリ受賞）
- (ウ) 動画視聴によって寄附をしたくなるような内容であること。
- ただし、令和6年総務省告示第203号に基づき、営利目的と見えるような内容にならないようにすること。

7 制作工程

(1) 納品までの業務内容ごとの作業スケジュール及び工程表の作成

受注者は発注者に対して、業務工程表を提出するとともに、次の(2)～(7)の各作業内容について、定期的に報告、又は打合せを行い、資料の修正・追加等を行いながら内容に問題が無いか確認のうえ、納期までに動画を完成させること。

(2) 素材選定

発注者と協議のうえ、動画で取り上げる素材を選定すること。

取り上げる内容について、発注者は可能な限り、商店街及びふるさと寄附金に関する情報・写真等のデータの提供を行う。

素材提供は電子メールに添付して行うほか、庁舎内等で直接受け渡しを行う場合もある。データは、ワード・エクセル・画像・イラスト等の加工可能なものに加え、写真（ネガを含む。）、パンフレット・ポスター類や紙原稿を含む。

(3) 企画

動画全体の絵コンテを作成し、制作物のイメージを固めること。

必要に応じて、絵コンテを複数案作成する場合もある。

(4) 撮影

撮影場所、撮影内容は発注者と協議のうえ、決定すること。

撮影場所は大阪市内商店街3～5か所程度、大阪市ふるさと寄附金（商店街の振興）の返礼品提供事業者店舗等3～5か所程度とする。

撮影期間は予備日を含めて延べ3日を想定すること。

より効率的な撮影スケジュールを検討すること。

必要に応じて、撮影のための事前打合せを実施すること。

(5) 安全確保、法令遵守

撮影に当たっては、次の点に留意し、各種法令を遵守するとともに、周囲の安全確保に十分配慮すること。

- ・ 撮影場所の管理者と打合せを行うこと。
- ・ 許認可が必要な場合は、所管の機関等に届け出を行うこと。

(6) 撮影中止の対応

雨天等の事情により撮影ができない場合は、撮影日を変更すること。

(7) 編集

制作した映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入などの編集作業を行い、動画の完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けることとする。

なお、編集にあたっては次の点に留意すること。

- ① 仮編集の段階で発注者による映像確認を受けること。確認により変更が生じた場合は、追加・修正を行うこと。仮編集版は本市のみが視聴できる方法で公開又は提供することとし、速やかに発注者まで URL を報告すること。

そのほか疑問点等があれば発注者に確認のうえ、作業を実施すること。

- ② 撮影結果を踏まえて、絵コンテと異なる編集を指示する場合もある。
- ③ 必要に応じてテロップを挿入するなど、多言語化への配慮を行うこと。
- ④ YouTube や X など SNS での配信を想定し、視聴に結び付く効果的な動画タイトル、ハッシュタグ及びサムネイル等を作成し、発注者へ提案するとともに、必要に応じてデータを提供すること。
- ⑤ 編集は、本市からの提供素材・撮影素材のみを使ったデザイン構成を指すのではなく、キャッチコピー・イラスト・タイトル帯・文字デザイン等の考案や写真の加工など動画完成に必要な一切の作業を含む。
- ⑥ 編集の途中で、動画の一部又は全部の追加・訂正・差替えを指示することがある。動画の修正は、完成まで繰り返し行う。

8 成果物（納入物）

(1) 広報用動画

- ① 配信用データ（ア）・・・30秒動画（縦）×1本
YouTube や X 等で放映予定
 - ・DVD で納品すること
 - ※コピーガードは設けないこと
 - ・1,080dpi ×1,920dpi（フルハイビジョン）
 - ・アスペクト比は9:16、ビットレートは8~15Mbps とする
 - ・YouTube 等に投稿可能な形式であること
 - ・容量・・・内容によって変動するため、別途調整とする
- ② 配信用データ（イ）・・・30秒動画（横）×1本
デジタルサイネージ（横）等で放映予定
 - ・DVD で納品すること
 - ※コピーガードは設けないこと
 - ・1,920dpi×1,080dpi（フルハイビジョン）
 - ・アスペクト比は16:9、ビットレートは8~15Mbps とする
 - ・YouTube 等に投稿可能な形式であること

- ・容量・・・内容によって変動するため、別途調整とする
- ③ 配信用データ（ウ）・・・3分動画（横）×2本
ふるさと納税ポータルサイトやYouTube等で放映予定
- ・制作テーマごとにDVDで納品すること
 - ※コピーガードは設けないこと
 - ・1,920dpi×1,080dpi（フルハイビジョン）
 - ・アスペクト比は16：9、ビットレートは8～15Mbpsとする
 - ・YouTube等に投稿可能な形式であること
 - ・容量・・・内容によって変動するため、別途調整とする

※納品する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行うこと。

※アスペクト比及びビットレートは変更する場合がある。

(2) 撮影データ

撮影した動画については、制作テーマごとに場面中の1場面を切り抜いた静止画（カット）の一覧を、普通紙（A4用紙）5枚程度にカラー印刷したものとデータに収めたDVD（1枚）を納品すること。

- ・動画のデータ形式は、YouTube等に投稿可能な形式とすること
- ・DVDにコピーガードは設けないこと
- ・アスペクト比は16：9、ビットレートは8～15Mbpsとすること
- ・カラー印刷したカット割り一覧はファイリング用2穴付きのケースに格納すること
- ・各々の媒体に、契約名称と動画内での使用箇所を特定できる記載をすること

(3) テロップ・字幕テキストデータ

動画にテロップ・字幕を付した場合、テロップ・字幕のテキストデータを電子メールにより納入すること。

(参考) 納品物早見表

制作テーマ 納入物	30秒動画（縦）	30秒動画（横）	3分動画（横）	撮影 データ	テロップ・字幕 テキストデータ	納入期限日
	DVD	DVD	DVD	DVD	電子メール	
①大阪市ふるさと寄附金（商店街の振興）の 用途や大阪市内商店街 の魅力発信動画	1	1	1	1	1	令和8年9月25日
②大阪市ふるさと寄附金（商店街の振興）の 返礼品の魅力発信動画	—	—	1	1	1	令和8年9月25日

※表中の数字は納入数量である。

9 報告

受注者は業務完了後、速やかに業務完了届を発注者へ提出すること。

10 提出先

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル0's 棟南館4階
大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課商業担当

11 その他

- (1) 本業務における企画、映像等の一切の著作権料及び使用料等については、全て契約金額に含まれるものとし、使用許諾等を得ていること。
- (2) 本業務にかかる協議、打合せ等にかかる必要経費を含め、受注者が業務遂行にあたって必要となる経費は、全て本業務委託の委託料に含めるものとし、発注者は契約金額以外の経費を負担しない。
- (3) 本仕様書を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。
- (4) 受注者は、提供された資料及び業務により作成された資料は、業務終了後にその全てを本市へ返却、提出すること。なお、納入後に誤りが判明した場合は必要な措置を講じること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者において協議を行い決定する。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等のことをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。